## 10 社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会 日常の軽易な業務の範囲に関する規程

平成 1 7 年 3 月 1 日制定 糸社協規程第 8 号

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会定款第27条の規定に基づき、会長が専決する日常の軽易な業務の範囲について定めるものとする。

(職員人事等)

- 第2条 職員の人事、労務管理及び福利厚生に関することは次のとおりとする。
  - (1) 事務局長の任免、その他重要な人事を除く職員の任免
  - (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること

(契約の締結等)

- 第3条 設備資金借入金契約、建設工事請負契約及び物品納入契約に関することは次のとおりとする。ただし、当該契約について会長が特別の利害を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。
  - (1) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
  - (2) 日常的に消費する消耗品等であって予算の範囲内のもの
  - (3) 施設設備の保守管理、物品の修理等で予算の範囲内のもの
  - (4) 緊急を要する物品の購入等

(財産の処分等)

- 第4条 債権及び固定資産の処分に関することは次のとおりとする。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。また、当該処分等に会長が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。
  - (1) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められる もの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの
  - (2) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分
  - (3) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄

(予備費の支出)

第5条 予算上の予備費の支出に関すること。

(利用者処遇)

第6条 利用者の日常の処遇に関すること。

(寄附金受入)

第7条 寄附金の受入れに関する決定

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

附 則(平成17年3月1日)

この規程は、平成17年3月1日から施行する。 附 則(平成28年12月26日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。